

別表 1 (第 2 条関係)

委託事業者の要件	
1	養育者である母親の産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により養育支援が必要な状態にある家庭に対する家事や育児の支援について、産前産後の母親の身体的・精神的特性や乳幼児の健やかな発育をはじめとする母子保健に関する専門的知識を十分に理解し、家事や育児の援助及びそれに伴う適切な助言を適切に実施でき、継続的かつ安定的にサービスの供給（確保）ができる事業者であること。
2	社会福祉法人又はその他適切な運営ができると市長が認める民間事業者等であること。

別表 2 (第 8 条第 1 項関係)

生活保護世帯及び市民税非課税世帯		0 円
市民税課税世帯	1 回の利用につき 30 分以内	400 円
	1 回の利用につき 1 時間以内 (30 分超 1 時間以内)	800 円
	1 回の利用につき 1 時間 30 分以内 (1 時間超 1 時間 30 分以内)	1,200 円
	1 回の利用につき 2 時間以内 (1 時間 30 分超 2 時間以内)	1,600 円

備考 市民税課税の有無は、当該年度分（4 月から 6 月までの利用については、前年度分）の課税状況による。

別表 3 (第 8 条第 2 項関係)

期間	利用料
令和 6 年 7 月分から令和 7 年 6 月分まで	無料
令和 7 年 7 月分から令和 8 年 6 月分まで	30 分単位 100 円 (1 日 1 回の利用につき最大 2 時間まで)
令和 8 年 7 月分から令和 9 年 6 月分まで	30 分単位 200 円 (1 日 1 回の利用につき最大 2 時間まで)
令和 9 年 7 月分から令和 10 年 6 月分まで	30 分単位 300 円 (1 日 1 回の利用につき最大 2 時間まで)
令和 10 年 7 月以降	30 分単位 400 円 (1 日 1 回の利用につき最大 2 時間まで)